

令和2年第9回西会津町議会臨時会会議録

1. 招集日 令和2年11月26日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 令和2年11月26日
2. 閉 会 令和2年11月26日
3. 会 期 1日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番 荒海正人	5番 猪俣常三	9番 多賀剛
2番 上野恵美子	6番 三留正義	10番 青木照夫
3番 小林雅弘	7番 小柴敬	12番 武藤道廣
4番 秦貞継	8番 伊藤一男	

2. 不応招議員

11番 清野佐一

令和2年第9回西会津町議会臨時会会議録

令和2年11月26日(木)

開 会 10時00分

閉 会 10時57分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	12番	武藤道廣
4番	秦貞継	8番	伊藤一男		

欠席議員

11番 清野佐一

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄友喜	商工観光課長	岩淵東吾
副町長	大竹享	農林振興課長	矢部喜代栄
総務課長	新田新也	建設水道課長	石川藤一郎
企画情報課長	伊藤善文	会計管理者兼出納室長	成田信幸
町民税務課長	渡部峰明	教 育 長	江添信城
福祉介護課長	渡部栄二	学校教育課長	玉木周司
健康増進課長	小瀧武彦	生涯学習課長	五十嵐博文

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川浩一	議会事務局主査	渡部和徳
--------	-------	---------	------

令和2年第9回議会臨時会議事日程（第1号）

令和2年11月26日 午前10時開会

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 付議事件名報告

日程第4 提案理由の説明

日程第5 議案第1号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第2号 議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第4号 令和2年度西会津町一般会計補正予算（第8次）

日程第9 議案第5号 令和2年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第5次）

日程第10 議案第6号 令和2年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第2次）

日程第11 議案第7号 令和2年度西会津町水道事業会計補正予算（第2次）

日程第12 議案第8号 令和2年度西会津町下水道事業会計補正予算（第2次）

閉 会

○議長 ただいまから、令和2年第9回西会津町議会臨時会を開会します。(10時00分)
これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

11番、清野佐一君から欠席する旨の届け出がありましたのでご報告をいたします。

なお、議長が欠席のため、地方自治法第106条第1項、議会の議長に事故があるとき副議長が議長の職務を行うの規定に基づき、副議長である私が議長を務めますのでよろしくお願いいたします。

この他の報告について事務局長から報告いたさせます。

事務局長、長谷川浩一君。

○事務局長 ご報告いたします。

本臨時会に、町長より別紙配布のとおり8件の議案が提出され、受理しました。

本臨時会に議案説明のため、町長、教育長に出席を求めました。

なお、地方自治法第121条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育長からは学校教育課長、生涯学習課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理しました。

以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、4番、秦貞継君、7番、小柴敬君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日11月26日の1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、会期は本日11月26日の1日間に決定しました。

日程第3、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配布の議会臨時会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第4、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 日程第5、議案第1号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第1号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由でご説明申し上げましたとおり、去る10月7日、国の人事院は国家公務員の期末・勤勉手当の支給月数を民間の支給割合4.46月分に見合うよう、現在の支給月数4.5月から期末手当を0.05月分引き下げ、4.45月分とすることについて、政府に勧告を行ったところであります。

また、県人事委員会においては、10月26日、人事院勧告を踏まえ、県職員の期末・勤勉手当の支給率を民間の支給割合4.41月分に見合うよう、現在の支給月数4.45月から期末手当を0.05月分引き下げ、4.4月分とすることについて、県及び県議会に勧告を行ったところであります。

この勧告を踏まえた職員の期末手当の改正につきましては、本臨時会の議案第3号として上程しているところでありますが、町長等の特別職の給与等につきましては、従来から職員給与に対する勧告に準じて改正してまいりましたことから、改正条例案をご提案申し上げます。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、併せて、条例改正案新旧対照表の1ページをご覧ください。

まず、改正条例案第1条の町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。

第4条は、その他の給与を規定しており、町長、副町長及び教育長の本年12月に支給する期末手当の支給率について、100分の162.5を100分の157.5に改め、0.05月分引き下げるものであります。

次に、第2条につきましても、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。

条例改正案新旧対照表の2ページをご覧ください。

第4条は、その他の給与を規定しており、期末手当の支給率について6月、12月ともに100分の160に改正し、平準化を図るものであります。

次に、附則であります。施行期日でありまして、第1項の改正条例案第1条の規定は、公布の日から施行するものであります。

また、第2項の改正条例案第2条の規定は、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 ただいまの説明で理解はしておりますけれども、職員給与あとは特別職、我々の議員報酬等々は、今までも、いわゆる人事院勧告あるいは県の人事委員会の勧告に従って上げ下げしてきたわけでございます。今般もこういう社会情勢の中で、これ0.05月期末手当が下がるというのは、これはやむを得ないことだと理解しております。

それで、いわゆる期末手当の支給率、これ以前も聞いたことあるかもしれませんが、6月と12月これを平準化して同じ率にするということですが、これはどういう背景

でこういうふうにするのか、その辺をご説明ください。

○議長 総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

期末手当、今回 0.05 月引き下げになりますと、先ほど、条例改正案でもご説明しましたが、今度 6 月分の支給月数と 12 月分の支給月数が変わってまいります。それを 0.05 月ですから、その半分分の 0.025 月分を 12 月に上乘せしないと支給月が変わるということですが、なぜ平準化するのかという話ですが、これはどこでも、国でも県でも平準化してございます。強いて言えば、支給月数が 6 月、12 月同じということであれば、給与の計算とかそういった部分でやりやすいということでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 1 号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第 1 号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 2 号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第 2 号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、ただいまご議決をいただきました、議案第 1 号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例と同様に、人事院勧告等に準じ、議会議員の期末手当の支給率を改正するものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、併せて、条例改正案新旧対照表の 3 ページをご覧ください。

まず、改正条例案第 1 条の議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例であります。

第 7 条第 2 項は、期末手当を規定しており、本年 12 月に支給する期末手当の支給率について、100 分の 162.5 を 100 分の 157.5 に改め、0.05 月分引き下げるものであります。

次に、第 2 条につきましても、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例であります。

条例改正案新旧対照表の 4 ページをご覧ください。

第7条2項は、期末手当の額を規定しており、期末手当の支給率について6月、12月ともに100分の160に改正し、平準化を図るものであります。

次に、附則であります。施行期日でありまして、第1項の改正条例案第1条の規定は公布の日から施行するものであります。

また、第2項の改正条例案第2条の規定は、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第3号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第3号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、ただいまご議決をいただきました、議案第1号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例と同様に、人事院勧告及び県人事委員会勧告に準じ、職員の期末手当の支給率を改正するものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、併せて、条例改正案新旧対照表の5ページをご覧ください。

まず、改正条例案第1条の職員の給与に関する条例の一部改正であります。

第20条第2項は、職員の期末手当を規定しており、本年12月に支給する期末手当の支給率について、100分の127.5を100分の122.5に改め、0.05月分引き下げるものであります。

また、同条第3項は、再任用職員の期末手当に係る規定であります。12月の支給率について、100分の70を100分の65に改め、0.05月分引き下げるものであります。

次に、改正条例案第2条につきましても、職員の給与に関する条例の一部改正であります。

条例改正案新旧対照表の6ページをご覧ください。

第20条第2項は、職員の期末手当の額に係る規定、第3項は再任用職員の期末手当に係る規定であります。6月、12月ともに職員は100分の125に、再任用職員は100分の67.5に改正し、平準化を図るものであります。

次に、附則であります。第1項及び第2項は施行期日でありまして、第1項の改正条例案第1条の規定は公布の日から施行し、第2項の改正条例案第2条の規定は、令和3年4月1日から施行するものであります。

第3項は、町長への委任規定でありまして、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第3号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

従って、議案第3号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第4号、令和2年度西会津町一般会計補正予算（第8次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長　議案第4号、令和2年度西会津町一般会計補正予算（第8次）の調製について、ご説明を申し上げます。

今次補正の内容であります。議案第1号から議案第3号におきましてご議決をいただきました、人事院勧告及び県人事委員会の勧告に準じた、町長等の特別職及び町議会議員、職員の期末手当の引き下げに伴う人件費の減額であります。

それでは予算書をご覧ください。

令和2年度西会津町の一般会計補正予算（第8次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額の増減はしない。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明いたします。

7ページをご覧ください。

まず、歳入であります。歳入の補正額はありませぬ。

8ページをご覧ください。歳出であります。

1款、議会費、1項1目、議会費20万9千円の減は、議会議員及び職員の期末手当の減額であります。

2款、総務費、1項1目、一般管理費57万8千円の減は、町長及び副町長、職員の期末手当の減額であります。

5目、財産管理費244万6千円の増は、今次補正における剰余金の財政調整基金への積立金であります。なお、財政調整基金の補正後の積立残高は4億7,164万円であります。

6目、企画費9千円の減は、職員の期末手当の減額であります。

2項1目、税務総務費8万8千円の減、及び3項1目、戸籍住民登録費6万1千円の減は、職員の期末手当の減額であります。

9ページをご覧ください。

3款、民生費、1項1目、社会福祉総務費14万5千円の減は、職員の期末手当の減額、及びそれに伴う国民健康保険特別会計事業勘定繰出金の減額であります。

2目、国民年金費2万円の減は、職員の期末手当の減額であります。

3目、老人福祉費9万4千円の減は、職員の期末手当の減額、及びそれに伴う介護保険特別会計繰出金の減額であります。

2項2目、児童措置費5万5千円の減は、職員の期末手当の減額であります。

4款、衛生費、1項1目、保健衛生総務費21万4千円の減は、職員の期末手当の減額、及びそれに伴う水道事業会計繰出金の減額であります。

4目、健康推進費1万円の減は、職員の期末手当の減額であります。

次に、10ページをご覧ください。

2項1目、清掃総務費1万7千円の減は、職員の期末手当の減額であります。

3目、し尿処理費1万9千円の減は、職員の期末手当の減額に伴う下水道事業会計繰出金の減額であります。

6款、農林水産業費、1項1目、農業委員会費4万1千円の減、及び2目、農業総務費11万9千円の減、3目、農業振興費8千円の減は、職員の期末手当の減額であります。

5目、農地費9千円の減は、職員の期末手当の減額に伴う下水道事業会計繰出金の減額であります。

2項1目、林業総務費3万1千円の減、及び2目、林業振興費1万6千円の減は、職員の期末手当の減額であります。

11ページをご覧ください。

7款、商工費、1項1目、商工総務費6万5千円の減、及び4目、消費者行政推進費7千円の減は、職員の期末手当の減額であります。

8款、土木費、1項1目、道路橋りょう総務費2万3千円の減、及び2目、道路維持費1万2千円の減、3目、道路新設改良費6万2千円の減は、職員の期末手当の減額であり

ます。

3項2目、公共下水道費3万6千円の減は、職員の期末手当の減額に伴う下水道事業会計繰出金の減額であります。

12ページをご覧ください。

4項1目、住宅管理費2万円の減は、職員の期末手当の減額であります。

9款、消防費、1項2目、非常備消防費4万2千円の減につきましても、職員の期末手当の減額であります。

10款、教育費、1項2目、事務局費15万8千円の減は、教育長及び職員の期末手当の減額であります。

4目、スクールバス運行費2万3千円の減は、職員の期末手当の減額であります。

2項1目、小学校管理費7千円の減、及び2目、小学校教育振興費2万4千円の減は、職員の期末手当の減額であります。

13ページをご覧ください。

3項1目、中学校管理費7千円の減、及び2目、中学校教育振興費1万8千円の減は、職員の期末手当の減額であります。

4項1目、社会教育総務費15万7千円の減、及び4目、図書館費1万5千円の減は、職員の期末手当の減額であります。

5項1目、保健体育総務費1万円の減は、職員の期末手当の減額であります。

11款、災害復旧費、1項1目、農業施設災害復旧費1万7千円の減は、職員の期末手当の減額であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10番、青木照夫君。

○青木照夫　これ全体的に新型コロナウイルスの対策として人事院勧告で減額されたということの中で、減額されたものは財政調整基金に企てるということですが、その使途金については、どういうところに、我々からするとじゃあ減額した、それはコロナ対策の中に使われるのか、ただ財政調整基金としての扱いなのか、その辺の内訳なんかあればご説明をお願いします。

○議長　総務課長。

○総務課長　お答えをいたします。

今回の期末手当の支給月数の引き下げにつきましては、コロナ対策とかコロナの影響により引き下げるというものではございません。先ほどもご説明しましたが、国の人事院では民間の給与ベースと公務員の給与ベースを比較して、公務員が若干高いので民間並みに引き下げると、県の人事委員会の勧告につきましても、県内の民間企業と県内の公務員との給与の実態を調査しまして、公務員のほうが0.05月高いということで引き下げると。

結局、コロナの影響で民間企業の給与も下がっている部分はあるのかなと思いますが、今回の期末手当の引き下げについては、コロナの影響というよりも、民間との給与との比較でこういう引き下げがあったということでございます。

剰余金、財政調整基金に積み立てるということでございますけれども、今年度、今まで国からのコロナ対策の交付金も3億ほど入ってございます。その他に町の一般財源から今現在2千万を超える一般財源を投入して対策にあたってございますので、今回の積み立て分をあえて何かに充てるということではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第4号、令和2年度西会津町一般会計補正予算（第8次）を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

従って、議案第4号、令和2年度西会津町一般会計補正予算（第8次）は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第5号、令和2年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第5次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長　議案第5号、令和2年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第5次）の調製について、ご説明を申し上げます。

今次補正の内容であります。議案第3号におきましてご議決いただきました、人事院勧告及び県人事委員会の勧告に準じた職員の期末手当の引き下げに伴う、人件費の調製であります。

それでは予算書をご覧ください。

令和2年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算（第5次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8億2,268万5千円とする。

診療施設勘定の歳入歳出予算の総額の増減はしない。

第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。

5ページをご覧ください。事業勘定の歳入であります。

4款、県支出金、1項1目、保険給付費等交付金7千円の減は、会計年度任用職員の人件費に係る県補助金の減額であります。

6款、繰入金、1項1目、一般会計繰入金5万円の減は、職員の人件費の調整による減

額であります。

6 ページをご覧ください。事業勘定の歳出であります。

1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費 5 万円の減、及び 4 款、保健事業費、2 項 1 目、保健衛生普及費 7 千円の減は、それぞれ職員の期末手当の減額であります。

14 ページをご覧ください。診療施設勘定の歳入はありません。

歳出ですが、1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費 33 万 4 千円の減は、職員の期末手当の減額であります。

4 款、予備費、1 項 1 目、予備費 33 万 4 千円の増は、人件費の減額に伴う財源調整であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 5 号、令和 2 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第 5 号、令和 2 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 6 号、令和 2 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 2 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 議案第 6 号、令和 2 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 2 次）の調製について、ご説明申し上げます。

本案につきましても、議案第 3 号におきましてご議決をいただきました、人事院勧告及び県人事委員会の勧告に準じた職員の期末手当の引き下げに伴う、人件費の減額によるものであります。

それでは予算書をご覧ください。

令和 2 年度西会津町の介護保険特別会計補正予算（第 2 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8 万 4 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 億 3,459 万 9 千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

4ページをご覧ください。歳入であります。

7款、繰入金、1項5目、その他一般会計繰入金8万4千円の減は、歳出における職員の人件費の減額による調整であります。

5ページをご覧ください。次に歳出であります。

1款、総務費、1項1目、一般管理費5万円の減、同じく3項2目、認定調査等費1万円の減、並びに4款、地域支援事業費、3項1目、総合相談事業費1万9千円の減、同じく8目、在宅医療・介護連携推進事業費5千円の減は、それぞれ職員の期末手当の減額であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第6号、令和2年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第2次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

従って、議案第6号、令和2年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第2次）は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第7号、令和2年度西会津町水道事業会計補正予算（第2次）及び日程第12、議案第8号、令和2年度西会津町下水道事業会計補正予算（第2次）を一括議題とします。

なお審議の方法は、議案の説明終了後、議題ごとに質疑、採決の順序で行いますので、ご協力をお願いいたします。

議案第7号及び議案第8号の説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長　議案第7号、令和2年度西会津町水道事業会計補正予算（第2次）の調製について、ご説明いたします。

本案につきましても、給与改定に伴う人件費の調整であります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

第1条、総則、令和2年度西会津町の水道事業会計補正予算（第2次）は、次に定める

ところによる。

第2条、収益的収入及び支出の補正、令和2年度西会津町の水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入は第2款、簡易水道等事業収益の補正予定額1万1千円を減額するものです。

支出は第1款、水道事業費用、第1項、営業費用の補正予定額3万2千円を減額し、同額を予備費で調整するものであります。

第2款、簡易水道等事業費用は、歳入と同額の1万1千円を減額するものです。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正、予算第6条に定めた経費の金額を、次のように改める。

職員給与費で、補正予定額4万3千円を減額するものです。

第4条、他会計からの補助金の補正、予算第7条本文中、補助を受ける金額は1億1,278万5千円を、補助を受ける金額は1億1,277万4千円に補正する。

次に、3ページをご覧ください。

実施計画の収益的収入及び支出の収入は、人件費の調整により一般会計補助金を減額し、支出については、人件費の調整をそれぞれ行うものであります。

続きまして、議案第8号、令和2年度西会津町下水道事業会計補正予算（第2次）の調製についてご説明いたします。

本案につきましても、人件費の調整であります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思っております。

第1条、総則、令和2年度西会津町の下水道事業会計補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の補正、令和2年度西会津町の下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入及び支出とも、補正予定額の合計4万3千円を減額するものであります。

第3条、資本的収入及び支出の補正、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

2ページをご覧ください。

収入及び支出とも、補正予定額の合計2万1千円を減額するものであります。

第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正、予算第7条に定めた経費の金額を、次のように改める。職員給与費で補正予定額7万1千円を減額するものです。

第5条、他会計からの補助金の補正、予算第8条本文中、補助を受ける金額は2億2,722万9千円を、補助を受ける金額は2億2,716万5千円に補正する。

3ページをご覧ください。

実施計画の収益的収入及び支出の収入は、人件費の調整により一般会計補助金をそれぞれ減額するものです。

4ページをご覧ください。

支出は、人件費の調整により、それぞれ減額するものであります。

5ページをご覧ください。

資本的収入及び支出は、収入で一般会計補助金を2万1千円減額し、支出は人件費で同額を減額するものです。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから議案第7号、令和2年度西会津町水道事業会計補正予算（第2次）の質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第7号、令和2年度西会津町水道事業会計補正予算（第2次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第7号、令和2年度西会津町水道事業会計補正予算（第2次）は、原案のとおり可決されました。

これから議案第8号、令和2年度西会津町下水道事業会計補正予算（第2次）の質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第8号、令和2年度西会津町下水道事業会計補正予算（第2次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第8号、令和2年度西会津町下水道事業会計補正予算（第2次）は、原案のとおり可決されました。

本臨時会に付議されました事件は、以上をもって審議終了いたしました。

町長よりあいさつがあります。

町長、薄友喜君。

○町長 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今臨時会は、条例の一部を改正する条例ほか関連する補正予算など8件についてご審議

をいただいたところではありますが、全議案について原案のとおりご議決を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今後も効率的な行政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます、閉会のごあいさつといたします。

○議長　これをもって、令和2年第9回西会津町議会臨時会を閉会といたします。

(10時57分)